

No.	該当資料及び項目	質問	回答
1	宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託仕様書	(8) 損害の賠償 「本業務遂行中に～略～すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない」について、受託者の責任において解決するものは、委託業務範囲に限定されるという理解でよろしいか。	本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合に、受託者の責任において処理解決するものは、委託業務範囲に限定されません。
2	宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託仕様書	(1) 業務に関する基本的な考え方前提条件について、業務の一部を第三者に委託することは認められるか。	業務の一部を第三者に委託することは可能です。その際は、事業計画書に委託先や委託内容等の実施体制を記載してください。